

山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、実施要綱、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）その他の関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 知事は、市町村が作成する交付金計画に掲げる市町村が行う事業を実施するために必要な経費のうち、実施要綱4の交付対象事業に係る経費について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付対象の事業の経費区分は別表のとおりとし、補助率は、4分の3とする。

(交付の条件)

第3条 この交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付申請)

第4条 規則第4条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする市町村は、別に定める日までに、知事に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条第1項の規定に基づき交

付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付金の交付決定を行ったときは、規則第7条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第7条 交付申請者は、前条の規定による交付金の交付決定通知を受ける前に、交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ知事に対し、その理由を記載した山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書（別記様式第1の2）に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

2 山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた知事は、速やかに承認の可否を判断し、承認するときは別記様式第2の2による山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手承認通知書により交付申請者に通知するものとする。

3 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付金事業等に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた市町村（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第9条 交付金事業者は、交付金交付の決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付金申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第3条第1号又は第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 各経費区分相互間におけるいずれか低い額の20%を超えない増減変更
- (2) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付金事業を実施する市町村の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。
- (3) 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(交付の変更決定)

第11条 知事は、第9条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めるときは、交付金事業者に交付金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第12条 知事は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5による変更交付決定通知書により交付金事業者へ通知するものとする。

(変更交付決定前の事業着手)

第13条 交付金事業者は、前条の規定による交付金の変更交付決定通知を受ける前に、交付対象事業のうち第9条の変更に係るものに着手する必要がある場合には、あらかじめ知事に対し、その理由を記載した山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手申請書(別記様式第4の2)に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

2 山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手申請書の提出を受けた知事は、速やかに承認の可否を判断し、承認するときは別記様式第5の2による山梨県地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手承認通知書により交付金事業者へ通知するものとする。

3 当該交付金事業者は、変更交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付対象事業のうち第9条の変更に係るもの等に着手するものとする。

(変更申請の取下げ)

第14条 規則第8条に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第15条 交付金事業者は、規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記様式第7による遂行状況報告書を提出しなければならない。

(交付事業の遂行等の指示)

第16条 知事は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、規則第11条第1項の規定に基づき、交付金事業者へその遂行等を求めることができる。

2 知事は、交付金事業者が前項の指示に違反したときは、規則第11条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第17条 交付金事業者は、規則第12条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、知事に別記様式第8による実績報告書を提出しなければならない。交付対象事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 第4条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18条 知事は、規則第13条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に別記様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

(交付金の支払)

第19条 知事は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

2 交付金事業者は、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第11による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 知事は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対して求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、規則第15条第1項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 交付金事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - (3) 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を求める場合（第1項第4号の場合を除く。）には、規則第17条第1項の規定に基づき、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 知事は、交付金等の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、規則第17条第3項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を求めるものとする。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、規則第17条第4項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（交付金の返還）

第22条 知事は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき、当該交付金事業者にその額の返還を求めるものとする。

（交付金の返還の期限）

第23条 規則第16条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、別に定める日とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（交付金の経理）

第24条 交付金事業者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付対象事業の状況調査等）

第25条 知事は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による措置をとることがある。

（財産の処分の制限等）

第26条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

第27条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

別表 交付対象事業の経費区分

- (1) 報酬（共済費含む）
- (2) 報償費（講師謝金等）
- (3) 旅費（講師旅費等。職員（会計年度任用職員は除く）旅費は除く）
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）
- (5) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 負担金、補助及び交付金
- (9) その他知事が必要と認めるもの